

日本獣医皮膚科学会認定医制度規定および施行細則の改正

日本獣医皮膚科学会会員各位

日頃より、日本獣医皮膚科学会認定医制度にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。さて平成22年度以降の本会事業変更等に併せ、認定医制度の規定および施行細則が一部改正されました。特に認定医講習会の受講申請更新および本会主催学術事業修了証の取得方法の変更について、ご注意を頂くようお願いいたします。

日本獣医皮膚科学会認定医制度規定

第4章 認定医資格の更新

(認定医資格の更新申請)

第10条 認定医資格の更新を申請する者（以下「更新申請者」という）は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

4) ~~この規則第6条第7号に規定する者~~

改正→ 資格取得後、一般臨床医として皮膚科診療に携わっている者

日本獣医皮膚科学会認定医制度規定施行細則

第3章 認定医講習会の受講

(認定医講習会の受講手続き)

第7条 認定医講習会の受講申請に要する書類は、次の通りとする。

改正（新規追加）→

5) 受講申請は3カ年有効とし、更新にはその都度同様の手続きを要す。

(告示、申請資格)

第10条 認定医制度委員会は、認定申請の受付期間および認定医試験の期日と

場所を決定し、認定医試験の 6 カ月前までに本国会誌、本会ホームページ等によって会員に告示する。

2. 認定申請者は、以下の各号に記したすべての資格要件を満たさなければならない。

4) 毎年開催される本会主催学術事業（学術大会、招聘講演 JSVD セミナー、招聘講演スポンサードセミナー、生涯教育セミナー）のうち 75%以上に出席して得られる修了証を 6 年以内に 3 カ年分取得すること

改正→ 毎年開催される本会学術大会および他の学術事業 1 回以上（生涯教育セミナー、アジア獣医皮膚科専門医協会主催セミナー等）に出席して得られる修了証を 6 カ年以内に 3 カ年分取得すること

（認定医資格の更新要件）

第14条 更新申請者は、以下の資格要件のすべてを満たさなければならない。

2) 資格取得後、毎年開催される本会主催の学術事業（学術大会、招聘講演 JSVD セミナー、招聘講演スポンサードセミナー、生涯教育セミナー）のうち 75%以上に出席して得られる年間修了証をすべて取得すること

改正→ 資格取得後、毎年開催される本会学術大会および他の学術事業 1 回以上（生涯教育セミナー、アジア獣医皮膚科専門医協会主催セミナー等）に出席して得られる年間修了証をすべて取得すること